名古屋北法人会だより

No. 146
2020年 1月

［題字］名古屋北税務署長　世古和久

法人会 消費税期限内納付 推進運動

公益社団法人　名古屋北法人会

令和元年11月14日（木）
税を考える週間記念　長谷川幸洋　講演会
演題　「激動する世界～日本の針路を考える」

於：守山文化小劇場

総入場者数……267名

400 名収容のホールもほぼ埋まりました。
みなさん、話に集中して聴いておられました。

小幡駅前で道行く市民に、
チラシ配りをしました
（10/31）

バス停の目の前の店舗にポスター
を貼ってくださった会員さまも

受付では、支部長さんたちが出迎え！

大変多忙な中、“元気の出る演奏とパフォーマンス”を
演じていただいたポッカレモン消防音楽隊の皆さん

CONTENTS

年頭のごあいさつ

(公社)名古屋北法人会　会　長　徳永　和人 …… 1

名古屋国税局　課税第二部長　北川　昌弘 …… 2

新春よもやま話

名古屋北税務署　署　長　世古　和久 …… 3

納税表彰受賞者 …… 5

税制改正要望全国大会 …… 7

税務相談窓口 …… 11

愛知県広報 …… 15

名古屋市広報 …… 17

税理士会 …… 19

支部報告 …… 21

税知識の普及、租税教育活動 …… 23

女性部会 …… 25

青年部会 …… 27

法人会事業 …… 29

新会員紹介 …… 31

市内9法人会合同講演会 …… 32

今回の表紙

新年あけまして、おめでとうございます

今月の表紙はお正月の風物詩「おせち料理」です。おせちは、漢字では「御節」と書きます。季節の変わり目の節句に、神様にお供えする料理として昔から食べておりました。

さて、おせち料理は、その一つ一つに意味があることはよく知られているかと思います。しかし、重箱につめる意味はご存知でしょうか？　お客様に振る舞いやすいとか、場所をとらないという面もありますが、「箱に重ねる＝めでたさを重ねる」という意味もあるそうです。新年のおせちを食することは、多くの縁起を担ぐ意味があることから、新年の表紙にいたしました。今年も名古屋北法人会をどうぞよろしくお願い申し上げます。

令和2年1月1日

（写真提供　㈱魚鉄様より）

年頭のごあいさつ

公益社団法人名古屋北法人会　会長　徳永和人

新年明けましておめでとうございます。

年頭にあたり、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

会員企業の皆さまには、企業経営に多忙な中にもかかわらず、平素から法人会の各種事業活動に対し、格別のご支援とご協力を賜り心からお礼申し上げます。

また、名古屋北税務署管内の北区・守山区の皆さまをはじめ、周辺地域・社会の皆さま方には、法人会が行う社会貢献活動等に、ご理解とご参加を賜り感謝申し上げます。

公益社団法人名古屋北法人会は、「税」を軸として管内法人等2700社が集い、会員交流・支援のみならず、公益法人として地域社会貢献活動を積極的に展開して参りました。

税の望ましいあり方について、全国法人会総連合会とともに税制改正要望をまとめ提言活動をしたり、昨年10月には消費税率の引上げと軽減税率制度が導入され、帳簿の区分記載や、従業者・消費者への周知などに早期かつ適切に対応していく必要から、名古屋北税務署様の支援の下、本会、支部、部会において「税務教室」「税務研修会」を重ねて開催し、制度の理解に努めて参りました。

また、次代を担う小学生に対しては、小学校への「租税教室」講師派遣や、「税に関する絵はがきコンクール」の作品募集、「夏休み！親子税金教室スタンプラリー」の実施など、税の大切さを学ばせました。他にも「税を考える週間」には、守山文化小劇場で記念講演会を開催するなど、地域活性化に協力してきました。

時代は「平成」から「令和」へと遷わり、同時に、私たちを取り巻く自然環境・社会環境・経済環境等々、いずれも激しく変化しています。

このような時代こそ、私たち経営者は、税のオピニオンリーダーたる「法人会」に集い、その魅力と活力、税団体としての存在感とともに、活動を通じて得られる“信頼関係”を糧に、会員相互・地域社会とのネットワークを強固にして、自らの会社の繁栄と、地域の振興、ひいては国・社会の繁栄に貢献していかねばなりません。

「平成」は、じっと“忍耐”の時代でありましたが、「令和」は“挑戦”の時代である。と、私は考えます。私たち自らが、より積極的に法人会の事業活動に参画し、より一層、魅力と活力溢れる法人会としていこうではありませんか。

皆さま方にとって、本年が飛躍・繁栄の年でありますことを心からご祈念申し上げ、年頭のごあいさつとさせていただきます。

年頭のごあいさつ

名古屋国税局　課税第二部長　北川昌弘

令和二年の年頭に当たり、公益社団法人名古屋北法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年より、新たな「令和」の時代が始まりました。

新しく迎える年が「令和」の出典である万葉集の締めの句「新しき年の初（始）めの初春の今日降る雪のいや重（し）け吉事」のように、良い事が積もり、会員の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、貴法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

さて、近年、経済社会のＩＣＴ化やグローバル化の進展を背景とした取引形態や決済手段の多様化など、税務行政を取り巻く環境は大きく変化し、その変化は加速しております。

このような状況の下、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という私どもに課せられた使命を果たすためには、納税者の皆様へのサービスを充実させるとともに、納税者の皆様が自発的に納税義務を履行していただけるよう税務コンプライアンスの向上に取り組む必要があると考えております。

貴法人会において作成されております「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」は、納税者全体の税務コンプライアンスの維持・向上に資するものであり、国税庁の使命にも合致することから、更なる普及に向けて後押しをさせていただくこととしておりますので、今後も積極的な取組をお願いいたします。

また、昨年10月から消費税率の引上げと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されました。

軽減税率制度の円滑な導入に向けて、法人会の皆様方の御協力を賜りながら制度の周知・広報の取組を推進してきたところであり、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

今後とも、制度の定着に向けアンテナを高くして取り組んでいくこととしておりますので、更なるお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さらに、社会保障・税番号（マイナンバー）制度につきましては、同制度の更なる定着に向けて、e-Taxの利用促進と併せたマイナンバーカードの取得促進や法人番号の社会的インフラとしての利活用についての周知・広報にも取り組んでまいります。

これらの取組を進めていくためには、法人会の皆様のお力添えが不可欠であると考えており、国税当局といたしましては、今後も法人会の皆様との連絡・協調を密にしながら適切な対応に努めてまいりますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人名古屋北法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

新春よもやま話

名古屋北税務署長

世古（せこ） 和久（かずひさ） 氏

ききて　広報委員長　長谷川正男
広報委員　髙野あつ子
広報委員　横山　節子
広報委員　佐々木恒樹
広報委員　松浦　美奈

明けましておめでとうございます。本日は「新春よもやま話」と題しまして、署長さんにいろいろとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

署長／明けましておめでとうございます。
昨年7月に名古屋北税務署に赴任して半年が経ちますが、旧年中は法人会の皆様に大変お世話になり、ありがとうございました。
本年も引き続きよろしくお願いいたします。

出身地・家族構成は？

署長／出身は、三重県松阪市で、現在は名古屋市の官舎に家内と2人暮らしです。
子供は二人で、二人とも結婚しそれぞれ家庭を持ち独立しています。
つい最近初孫ができました。

少年時代の思い出は？

署長／生まれ育った場所が自然豊かな所？でしたので、小学生の時は、友達と近所の川によく出かけ、メダカやおたまじゃくしを取ったり、ビー玉や独楽で遊んだり、少年時代は正に昭和の古き良き時代の遊びをして過ごしました。

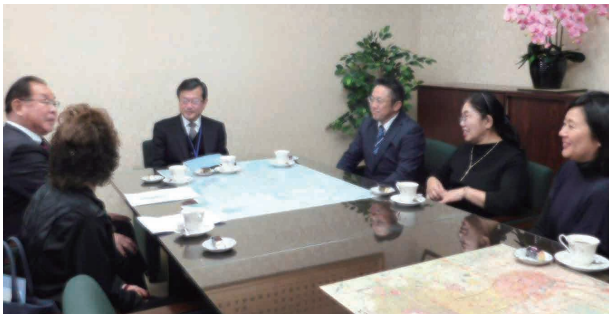

趣味・夢などがありましたら教えてください。

署長／休日になると夫婦二人で出かけることが多く、夫婦で由緒ある神社、仏閣、日本庭園をめぐることです。
日本の良き古き伝統に触れること、美しい日本庭園や建築物を見学すると何となく心が落ち着きます。
油断すると太る体質なので、食事の量に気を付けていますが、最近太り気味になっています。
これからも夫婦ともに健康でくらしていきたい。
そして、できるだけ様々な地に出かけていきたい。
ささやかな夢であり大きな夢でもあります。

税務署に入られたきっかけ、仕事で心掛けていることなどお聞かせください。

署長／学生の時に勉強していたのが経営・会計学関係であったことから、国税専門官試験を受験、今の職場に入らせていただきました。
仕事で心掛けていることは、何事も今直面している事実をよく見て、そして受け入れて、背伸びをせず、真摯に取り組んでいくようにしています。

思い出に残る勤務地は？

署長／岡崎税務署です。
平成7年から平成10年までの3年間勤務させていただきました。上席国税調査官で年もまだ若かったこともあり、今思えば一番、調査事務に取り組んだ3年間でありました。その当時、岡崎税務署は名鉄東岡崎駅の近くにあり、駅近くの線路沿いにありました屋台で飲んでいたのもいい思い出です。

印象的だった仕事は？

署長／今まで国税の様々な部署で仕事をさせていただく機会に恵まれ、数多くの経験を積ませていただきました。今振り返れば、どの部署においても自分の置かれた立場で思い悩み、立ち止まることがあり、その場面、場面で「打つ手がない」という心境に陥ったことは多々あり、どれが一番印象に残ったかを決めかねるのが正直な気持ちです。

名古屋北税務署や管内の印象は？

署長／名古屋北税務署は、組織的な規模から見ると名古屋国税局管内税務署のほぼ中位に位置する税務署であります。

当署は、若手職員の割合が多いためか、署内に活気があると感じています。

管内の北区は公共交通機関や幹線道路が縦横に通じ、名古屋市の発展に重要な役割を担っており、守山区は志段味・吉根地区の開発により、ベッドタウンとして発展を見せております。

北区・守山区とも名古屋市の良好な住宅街であり、落ち着きのある街、躍動的な街という印象であります。

名古屋北法人会に期待していることは？

署長／名古屋北法人会の加入率やe-Taxの利用率、各種活動状況を拝見し、「名古屋北法人会は心強い存在だ」というのが私の印象であります。

会活動を通じまして、徳永会長をはじめ多くの皆様と接する機会をいただき、その都度貴重なご意見を頂戴し、さらにその意を深めたところであります。

名古屋北法人会は「税のオピニオンリーダ」として、税知識の普及や納税意識の高揚を図る啓発活動に積極的に取り組んでおられます。引き続き、地域社会の健全な発展を目指した幅広い活動を展開されることを期待しております。

また、名古屋北法人会の皆様には税務行政のよき理解者として、正しい税知識の普及と納税道義の高揚などに積極的に取り組んでいただいております。

昨年の7月に着任後、小学生税金クイズ、税務研修会の実施、租税教室への講師派遣など

積極的な事業活動を拝見させていただき、本業がお忙しい中でこれらの活動を支えていただいていることにつきまして、深く感謝を申し上げるとともに、会員の皆様の熱意と行動力に頭が下がる思いです。

今後も今まで以上に活発な法人会活動により、地域を盛り上げていただきたいと思っています。

最後に名古屋北税務署長として、新年の抱負をお願いします。

署長／「明るく風通し良い職場環境を作り」、「適正・公平な課税の実現と期限内収納の確保を目指し」、「納税者の方々から信頼される税務行政を推進していきたい」ことについては、着任当初からの思いに変わりはありません。

そして、基本に忠実に、背伸びをせず、無理をせず、地に足をつけた署務運営を継続していきたいと考えています。背伸びしても背は伸びませんから。

最後に、税務行政の良き理解者として、活発な会活動により様々なご支援をいただいている名古屋北法人会の皆様方に、ご理解とご協力をいただき、引き続き力強いお力添えをいただけるようお願い申し上げます。

納税表彰受彰者

受賞おめでとうございます

（敬称略）

名古屋北税務署長表彰

令和元年11月12日

稲垣　要 桶槽工業㈱　　**野田治男** ㈱インシュート

名古屋北部税務推進協議会長表彰

令和元年11月12日

矢形　智 ㈱マルモ運輸　　**堀田萬亀子** ㈱中部精機製作所

三口大登 ナゴヤホカンファシリティーズ㈱　　**東　真吾** アサヒビール㈱

優良申告法人の表敬状授与

令和元年11月25日
㈱センミ社 加藤孝一郎

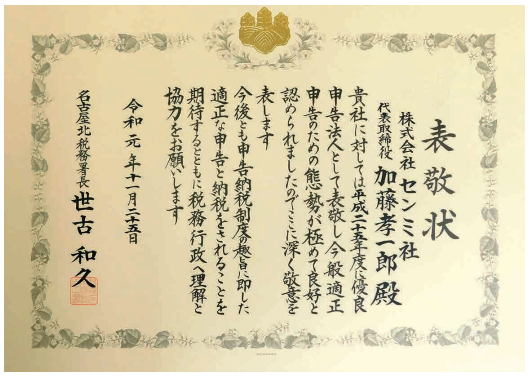
表敬状

株式会社センミ社
代表取締役 加藤孝一郎 殿

貴社に対しては平成二十五年度以後引き続き申告法人として表敬し今般適正申告のための態勢が極めて良好と認められましたのでここに深く敬意を表します

今後とも申告納税制度の趣旨に即した適正な申告と納税をされることを期待するとともに税務行政へ理解と協力をお願いします

令和元年十一月二十五日

名古屋北税務署長 世古和久

申告納税制度の趣旨に即した適正な申告と納税を継続し他の納税者の模範としてふさわしいと認められる法人。これらの法人に対しては、敬意を表するとともに今後の適正な申告納税の期待が込められた表敬状が、所轄税務署長から授与されます。

確定申告のお知らせ

◎確定申告会場のご案内◎

【会　場　名】中産連ビル　2階集会室

【所　在　地】名古屋市東区白壁三丁目12番13号

【開 設 期 間】令和2年 2月17日(月)
～3月16日(月)
(注)土曜日・日曜日・祝日は除きますが、
2月24日(月)・3月1日(日)に限り、開設します。

【開 設 時 間】午前9時15分～午後5時
(受付終了時間：午後4時)
(注)会場の混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります。

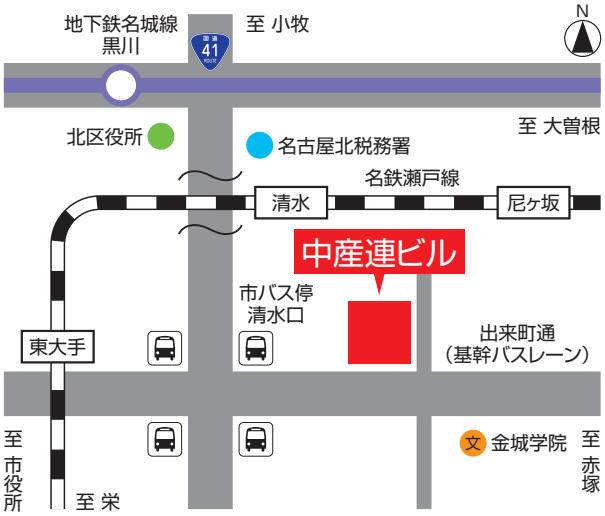

【税務署からのお知らせ】

○上記の開設期間を含め確定申告期間前も名古屋北税務署内に確定申告会場は開設しません(名古屋北税務署内での申告書等の提出はできます。)ので、上記開設期間中に中産連ビルへお越しください。

○当会場には無料駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。
※基幹バス又は路線バス／清水口バス停から徒歩約5分
※名鉄瀬戸線／清水駅又は尼ヶ坂駅から徒歩約7分

【お問合せ先】
名古屋北税務署　TEL(052)911－2471
※ 電話は自動音声により案内しています。案内にしたがって、番号を選択してください。

令和2年度

税制改正要望全国大会

第36回法人会全国大会三重大会
10月3日(木)　津市産業スポーツセンター(サオリーナ)

令和2年度 税制改正に関する提言(要約)

基本的な課題

I.　税･財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

・今後の税財政を考えるうえで重要な要素となるのは団塊の世代の動向である。この世代の先頭が後期高齢者入りするのは2022年であり、2025年度は団塊の世代すべてが後期高齢者に達する年である。つまり、政府のPB黒字化目標年度は遅すぎるわけで、本来なら団塊の世代の先頭が後期高齢者入りする前に黒字化目標を設定すべきである。

(1)今般の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠だった。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の環境整備は必要だが、本年度に引き続き、来年度当初予算においても臨時・特別の措置を講じることとしている。しかし、それがバラマキ政策となってはならない。

(2)政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、引き続き社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

(3)財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(4)今般の消費税率引き上げに伴って本年10月より軽減税率制度が導入されるが、これによる減収分については安定的な恒久財源を確保するべきである。

(5)国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2.社会保障制度に対する基本的考え方

・社会保障給付費の財源は公費と保険料である。適正な「負担」と重点化・効率化による「給付」の抑制を可能な限り実行しないと、持続可能な社会保障制度の構築も財政の健全化も実現できない。とりわけ、医療と介護の分野は給付の急増が見込まれており、ここに改革のメスをどう入れるかが重要になる。

・超高齢化社会が急速に進展する今、社会保障は「自助」「公助」「共助」の役
割と範囲を改めて見直す必要があるが、その際に重要なのは公平性の視点である。たとえば医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じることを原則とする必要がある。

(1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2)医療は産業政策的に成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。

(3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。
また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6)企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3.行政改革の徹底

・今般の消費税率引き上げは国民に痛みを求めるものであり、その前提として「行革の徹底」が不可欠であったことを想起せねばならない。地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るのである。

(1)国・地方における議員定数の大胆な削減と歳費の抑制。

(2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4.消費税引き上げに伴う対応措置

・本年10月から導入される軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低

所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。軽減税率制度導入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1)現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3)システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

5.マイナンバー制度について

・マイナンバー制度はすでに運用段階に入っているが、依然としてマイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

6.今後の税制改革のあり方

Ⅱ.経済活性化と中小企業対策

1.法人実効税率について

・“先進国クラブ”と称されるOECD(経済協力開発機構)加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっている。米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。

・EU内では一部に引き下げ行き過ぎ論も出ているが、我が国の水準が比較的高いという現実に変わりはない。国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要があろう。

2.中小企業の活性化に資する税制措置

(1)中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2)租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

(3)中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3.事業承継税制の拡充

・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

②国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

Ⅲ.地方のあり方

・国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方活性化の上でも重要である。その際には地方の自立・自助の理念が不可欠である。地方創生戦略を推進するうえでもこの理念は極めて重要になろう。

・「ふるさと納税制度」の返礼品アピール競争をみていると、あまりに安易で地方活性化に正面から取り組もうとしているのか疑問を呈さざるを得ない。住民税は本来、居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。

・地方交付税制度は国が地方の不足財源を手厚く保障する機能を有しており、それが地方の財政規律を歪めているとして改革が求められてきた。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で行財政改革を進め地方活性化策を企画・立案し実行していかねばならない。

(1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。

(2)広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。

(4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
(5)地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ.震災復興等

・東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～令和2年度)」も4年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。
・近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。
・近年、自然災害により甚大な被害が発生していることを踏まえ、震災特例法と同じく、災害等に係る雑損失の繰越控除期間を5年(現行3年)に延長すること。(「個別事項」参照)

Ⅴ.その他

1.納税環境の整備
2.租税教育の充実

税目別の具体的課題

法人税関係

1.役員給与の損金算入の拡充
(1)役員給与は原則損金算入とすべき
(2)同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
2.交際費課税の適用期限延長
3.公益法人課税

所得税関係

1.所得税のあり方
(1)基幹税としての財源調達機能の回復
基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。
(2)各種控除制度の見直し
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。
(3)個人住民税の均等割
地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

2.少子化対策

相続税・贈与税関係

1.相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
2.贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
(1)贈与税の基礎控除を引き上げる。
(2)相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

地方税関係

1.固定資産税の抜本的見直し
(1)商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
(2)家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
(3)償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、将来的には廃止も検討すべきである。
(4)固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
(5)国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2.事業所税の廃止
事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

3.超過課税
住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

4.法定外目的税
法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

その他

1.配当に対する二重課税の見直し
2.電子申告

令和2年度税制改正スローガン

○経済の再生と財政健全化を目指し、
歳出・歳入の一体的改革を!

○適正な負担と給付の重点化・効率化で、
持続可能な社会保障制度の確立を!

○中小企業は日本経済の礎。
活力向上のための税制措置拡充を!

○中小企業にとって事業継承は重要な課題。
本格的な事業承継税制の創設を!

令和2年度税制改正に関するアンケート調査結果

（有効回答総数：11,249名）

Q1 我が国の法人実効税率は29.74%ですが、今後の日本の法人実効税率のあり方についてどう考えますか？

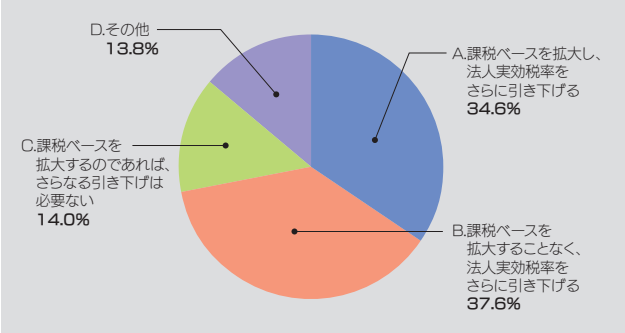

Q3 平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として贈与税・相続税の納税猶予制度の抜本的な拡充が行われました。今般の改正を踏まえて、事業承継についてどのような考えますか？

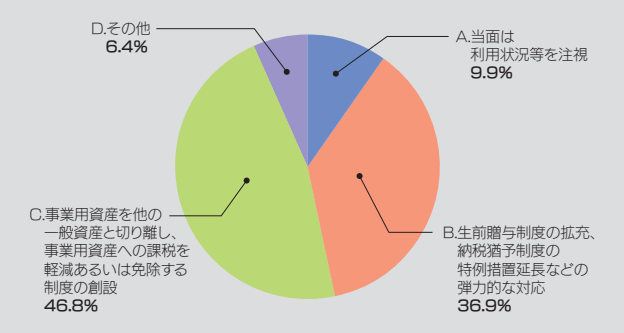

Q2 あなたの会社の事業承継の時期（予定を含む）についてお答えください。

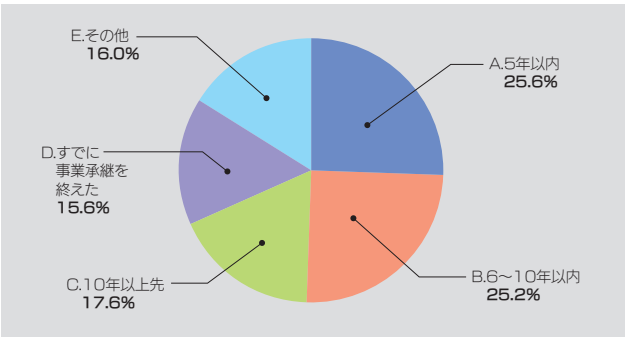

Q4 国の地方の長期債務残高が1,100兆円に達し、我が国の財政悪化は先進国の中でも突出しています。政府は、基礎的財政収支の黒字化達成時期を2020年度から2025年度に延期しましたが、財政健全化についてどう考えますか。

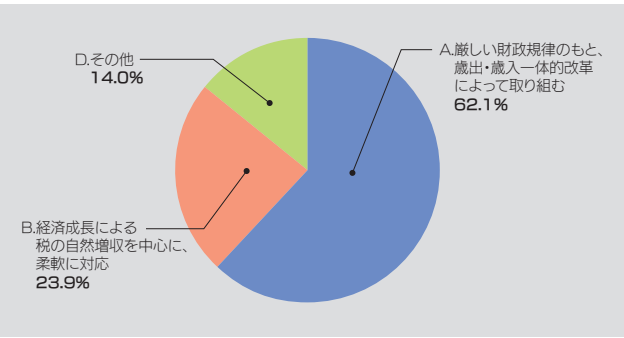

愛知県法人会連合会広報施策協力

ご協力ありがとうございます。
社用車への「法人会PRマグネットステッカー」貼付

愛知県法人会連合会が、法人会の知名度アップと会員増強を目的として、役員や会員の皆様の社用車などに貼るマグネットステッカーを制作しました。

このステッカーを社用車などに貼っていただく施策へのご協力をお願いさせていただいたところ、早速35社の会員様からお申し出をいただき、当初の割当てを上回る120枚のステッカーを配付させていただきました。

11月5日、北区内で、目の前を走行している車を見かけました。

ご協力をいただきました皆様、ありがとうございました。また、一部の皆さまには、せっかくご協力のお申し出をいただいたにもかかわらず、ステッカーが足りず、配付させていただくことができず、申し訳ございませんでした。

現在、このマグネットステッカーを貼付した車両が街中を走行しています。

広く一般市民などに「法人会」の存在を周知し、理解者を増やしていくことで、会員獲得・組織の拡大充実に寄与することを願っています。

税務署からのお知らせ

パソコン スマホ から 確定申告

もう手書きにはもどれない・・・

STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

- 税務署に行く手間がかかりません！
- 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！

確定申告

（注）確定申告期間以外の利用可能時間やメンテナンスによりご利用いただけない時間帯については、e-Tax ホームページでご確認ください。

STEP 2 申告書を作成

- 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP 3 e-Taxで送信して提出

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の２つ！

① マイナンバーカード

取得方法は裏面を見てね！

② ICカードリーダライタ　又は
マイナンバーカード対応のスマートフォン

又は

一部の端末のみ

（注）マイナンバーカード対応のスマートフォンの機種については、裏面をご参照ください。

IDとパスワードで送信

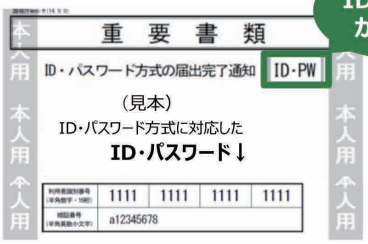

- 「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。
- 確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

（注）・ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
・メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます！

プリンタをお持ちでなくても、コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用して印刷できます。

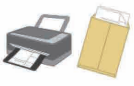

スマホ×確定申告　～ネクストステージ～

進化するスマート申告！

スマホで見やすい専用画面

令和２年１月から、２か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、**スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がります。**

申告書の作成
はこちらから！

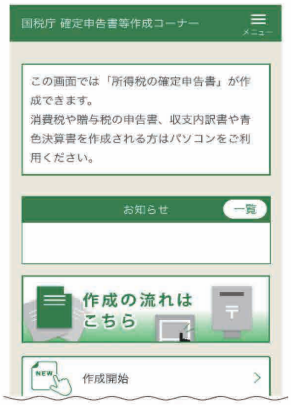

開発中の画面ですので、実際の画面と異なる場合があります。

e-Taxで手続完結

「マイナンバーカード」と**「マイナンバーカード対応のスマートフォン」**をお持ちの方は、e-Taxで送信できます。
また、マイナンバーカード対応のスマートフォン等をお持ちでない方も、「ID・パスワード方式の届出完了通知」（裏面参照）に記載されたID・パスワードがあれば、e-Taxで送信できます。

（注）・タブレット端末からもご利用いただけます。
・e-Taxをご利用できない方は、作成した確定申告書を印刷し、税務署に郵送等で提出できます。

対象端末の一覧
はこちらから！

操作が分からない場合は「よくある質問」へ

確定申告書等作成コーナーの操作に関するご不明な点や困ったことなど、お問い合わせの多い質問を確定申告書等作成コーナー内の**「よくある質問」**に掲載しています。

よくある質問をご覧頂いても解決しない場合は、**電話**でお問い合わせすることができます。

※　お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

（注）国税に関するご相談・ご質問は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」に、税に関してのよくある質問を掲載していますのでご覧ください。
また、「タックスアンサー」をご覧頂いても解決しない場合は、最寄りの税務署へお問い合せください。

マイナンバーカードでできることって？

マイナンバーカードを利用するなどして、e-Taxで提出すれば本人確認書類の提示又は写しの添付が不要です。その他、マイナンバーカードで本人認証すれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。

マイナンバーカードの取得方法

郵便・パソコン・スマートフォンなどから申請でき、無料で取得できます。
詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

スマホによる申請
はこちらから！

マイナンバーカード　取得方法

国税庁　法人番号7000012050002　2019.9

（裏面）

国税の納付は
ダイレクト納付のご利用を!

名古屋市内法人会e-Tax推進合同会議

(公社)熱田法人会	(公社)名古屋中法人会	(一社)名古屋東法人会
(公社)千種法人会	(公社)名古屋北法人会	(公社)名古屋西法人会
(公社)名古屋中村法人会	(一社)昭和法人会	(一社)中川法人会

日頃は法人会活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

名古屋市内の9法人会は、平成22年9月から連携して、「e-Tax利用の実施について」と題した依頼文により会員の方へe-Tax利用のご案内をしてまいりました。この取り組みによって、名古屋国税局管内におけるe-Taxの利用割合の向上に少なからず寄与することができたものと考えております。

これも、一重に皆様方の活動へのご協力の賜物であり、深く感謝申しあげます。

さて、皆様もご承知のとおり、従前の活動主体は「会員企業の関与税理士による代理送信の依頼」でございましたが、平成25年度からは、この活動に加えてe-Tax手続のうち、利用開始の手続きが非常に簡単であり、また、多くの会員企業の皆様方が行っている源泉所得税の納付に非常に便利な「ダイレクト納付」の利用に向けた周知活動にも取り組んでおります。

ダイレクト納付とは…

ダイレクト納付とは、事前に税務署に「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておけば、e-Taxを利用して電子申告等又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる電子納税の納付手段です。

簡単

○インターネットを利用できるパソコンがあれば、利用可能です!
○インターネットバンキングの契約が不要です!
○利用者識別番号（ID）と暗証番号（PW）のみで手続きが行えます!
⇒電子証明書の添付やICカードリーダーは不要です!

便利

○金融機関や税務署の窓口に出向く必要はありません!
⇒源泉所得税を毎月納付している方に便利です!
○即時又は納付日を指定して納付することができます!
○納付する際、預金口座を指定できます!

ダイレクト納付を利用するには

☑**ダイレクト納付利用可能金融機関に預金口座がある**

利用可能金融機関は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご確認ください

☑**利用者識別番号を取得する**

e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）から「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください。

（既に電子申告等をご利用の場合は不要です）

☑**ダイレクト納付利用届出書を提出する**

国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）から「ダイレクト納付利用届出書」を出力し、署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。なお、納付する際に複数の預貯金口座を利用する場合は、ご利用になる預貯金口座全てについてあらかじめ「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておく必要があります。

ダイレクト納付の利用方法

① e-Taxで電子申告又は納付情報登録依頼を送信する

② メッセージボックスに格納される通知を確認し「ダイレクト納付」を選択する

③ 「今すぐ納付される方」又は「納付日を指定される方」を選択する

④ 納付状況を確認する

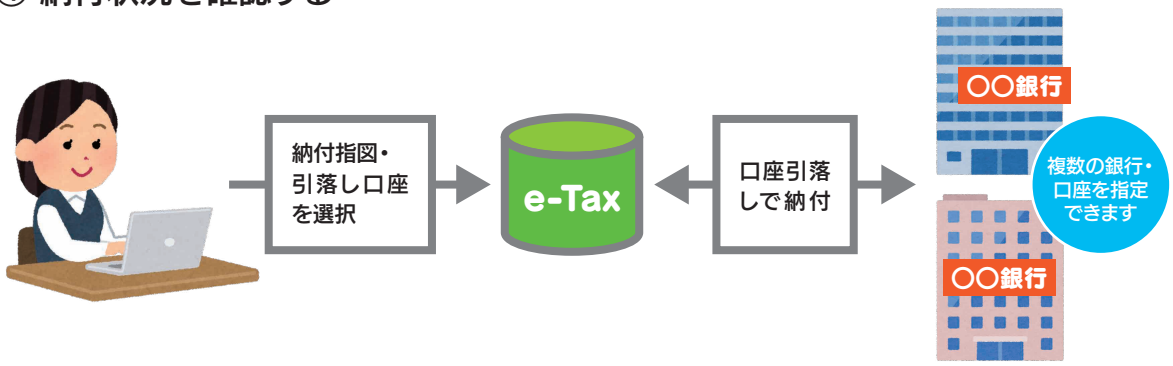

申告書の代理送信依頼のお願い

これまで、名古屋市内9法人会は連携して、会員の皆様から関与税理士の方に代理送信依頼を行う活動に取り組んできました。その結果、名古屋市内のe-Tax利用割合は、増加傾向にあります。

引き続き、会員企業の皆様におかれましては、関与税理士の方に対しまして、機会をとらえて

「当社の申告は、e-Tax でお願いします」とお伝えください。

会員企業の皆様のこの一言が、e-Tax 利用割合の向上に繋がります。

愛知県広報

愛知県税だより

令和2年4月1日から

大法人のeLTAX使用が義務化されました！

日頃から県税へのご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

平成30年度税制改正により、大法人の令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人県民税・事業税の申告は、電子情報処理組織を使用する方法（eLTAX）による提出が義務化されました。概要は以下のとおりです。

eLTAX義務化とともに
利便性の向上を図ります。

概　要

◎対象税目

法人県民税及び法人事業税（特別法人事業税を含みます。）

◎対象法人

①事業年度開始の時において資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

②相互会社、投資法人及び特定目的会社

※外国法人については、電子申告義務化の対象外

◎適用開始事業年度

令和2年4月1日以後に開始する事業年度

◎対象申告書等

確定申告書、予定申告書、仮決算に係る中間申告書、修正申告書及び法令において申告書に添付すべきこととされている書類

◎申告書の添付書類の提出方法の柔軟化

大法人が申告する際の添付書類の提出については、eLTAXによる方法に加えて、記載事項を記録した光ディスク等を提出する方法により行うことができます。

ご注意ください！！

eLTAXによる申告がなされない場合は不申告として取り扱います！

電子申告による提出の義務化の対象となる法人が、eLTAXにより法定申告期限までに申告書を提出せず、書面により提出した場合、その申告書は無効なものとして取り扱われることになり、不申告加算金の対象となります。

インターネット回線の故障などによりｅＬＴＡＸができない場合の対応！

◎eLTAXに障害が発生したことに伴い、多くの納税者が期限までに申告等を行うことができないと認められる場合

⇒ **総務大臣の告示により、申告等の期限を延長し、申告書及び添付書類を書面により提出することができます。**

◎電気通信回線の故障、災害その他の理由によりeLTAXの利用が困難であると認められる場合

⇒ **申告書及び添付書類を書面により提出するためには、事前に地方公共団体の長の承認を受ける必要があります。**

令和元年10月から 地方税共通納税システムが稼働しました。

法人県民税・事業税・地方法人特別税などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税可能となりました。

◆納税できる地方税は

○法人都道府県民税　　○法人事業税
○地方法人特別税　　○事業所税
○法人市町村民税
○個人住民税（特別徴収分、退職所得分）

◆地方税共通納税システムのメリット

○全ての地方公共団体へ電子納税ができます。
○金融機関窓口等へのお出かけが不要です。
　各銀行、信用金庫、信用組合等、多くの金融機関でご利用いただけます。
　（地方公共団体の指定する金融機関に限りません。）
○ダイレクト納付ができます。
　ダイレクト納付とは事前に登録した金融機関口座を指定して、直接税金を納付する方式です。
　インターネットバンキングの契約が不要で、代理人に依頼して納税することもできます。
○手数料は無料です。

◎詳しくはこちらをご覧ください。　愛知県　地方税共通納税システム　検索

○お問い合わせ先
愛知県名古屋北部県税事務所　課税第一課　県民税・事業税第一グループ
電話　052－531－6304（ダイヤルイン）
○愛知県総務部税務課ホームページ
http://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/

名古屋市広報

名古屋市税だより

〔給与支払報告書提出のお願い〕

令和元年(平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間)中に給与等を支払った方は「給与支払報告書(個人別明細書・総括表)」のご提出をお願いします。なお、『給与支払報告書の作成と提出についてよくあるご質問』を名古屋市公式ウェブサイト(http://www.city.nagoya.jp/)に掲載していますので、給与支払報告書をご提出いただく際の参考としてください。

提出範囲　令和元年中に給与等の支払いを受けた方で、
⑴令和2年1月1日に給与等の支払いを受けている方
⑵令和元年中に退職された方で支払金額が30万円を超える方
(退職された方で支払金額が30万円以下の方についても提出のご協力をお願いします。)

提 出 先　令和2年1月1日(退職された方は退職時)に
○名古屋市内に住所のある方
名古屋市個人市民税特別徴収センター
〒460-8201　名古屋市中区丸の内三丁目10番4号(丸の内会館)
TEL(052)957-6930　　FAX(052)957-6934
○名古屋市外に住所のある方
各市(区)町村の住民税担当課(係)

提出期限　令和2年1月31日(金)
＊なるべく1月20日(月)までの提出にご協力をお願いします。

提出は電子申告が便利です

名古屋市では、給与支払報告書や異動届出書を地方税ポータルシステム「eLTAX」により提出することができます。

自宅やオフィスのパソコンなどから複数の市町村へ一括して申告することができ、とても便利です。ぜひご利用ください。

※名古屋市に給与支払報告書を提出する場合の市区町村コードは、給与支払者の所在する区にかかわらず「231002」(末尾の数字は検査数字のため、5桁の場合は「23100」)です。ご注意ください。

「eLTAX」を利用されている方は、電子納税の手続きをしていただくと、インターネットバンキング等から特別徴収税額を納入することができます。

詳しくは「eLTAX」ホームページ(https://www.eltax.lta.go.jp/)をご覧ください。

〔償却資産申告書提出のお願い〕

令和2年1月1日現在、名古屋市内に償却資産を所有する方は、資産の所在する区ごとに申告書を作成してご申告ください。

◇提出期限

令和2年1月31日（金）

※提出期限間近は窓口が大変混雑しますので、

なるべく令和2年1月20日（月）までの申告にご協力をお願いします。

◇提出先・問い合わせ先

栄市税事務所固定資産税課償却資産係

〒461-8626　東区東桜一丁目13番3号（ＮＨＫ名古屋放送センタービル8階）

電話（052）959-3309

〔納税は便利な口座振替・自動払込みをご利用ください〕

▽ご利用いただける市税

市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）

▽お申込み手続き

「市税の納税通知書または領収書」、「預貯金通帳の口座番号がわかるもの」、「預貯金通帳のお届け印」をお持ちのうえ、預貯金口座のある名古屋市内の市税の取扱金融機関へお申込みください。

▽取扱金融機関

市税の納付を取り扱っている銀行、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合、信用組合、労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局

※全国の店舗でお申込みいただける金融機関と、愛知県内の店舗に口座をお持ちの方のみお申込みいただける金融機関がありますので、ご注意ください。

▽口座振替・自動払込みできる預貯金

普通預金、当座預金、納税準備預金、納税貯蓄組合預金、通常貯金

▽振替の開始

おおむね、申込みの月の翌々月以降の納期分からです。

※「口座振替・自動払込み開始のお知らせ」が届くまでは、お届けする納付書でお納めください。

▽振替日

各納期の最終日（納期限）。前納（1年分）の場合は第1期の最終日（納期限）です。

▽問い合わせ先

名古屋市市税収納事務センター

〒460-8202　中区丸の内三丁目10番4号（丸の内会館）

電話（052）957-6931　FAX（052）957-6934

税理士会

給与所得控除及び基礎控除の改正について

名古屋税理士会名古屋北支部　税理士　谷口順哉

1　はじめに

平成30年度税制改正により給与所得控除及び基礎控除について改正があり、令和2年からその適用が始まります。主な改正内容は給与所得控除の上限額引き下げと給与所得控除から基礎控除への振替などです。給与所得控除については平成24年度税制改正により上限が設けられて以降、徐々にその上限額が引き下げられています。

2　改正内容

近年の働き方の多様化を踏まえ、「働き方改革」を後押しする観点から特定の収入のみに適用される給与所得控除からどのような所得にでも適用される基礎控除に負担調整の比重を移していくことが必要との観点から給与所得控除の一部を基礎控除に振り替えるなどの改正がなされました。また、給与所得控除は給与所得者の勤務関連支出に比しても、主要国の概算控除額との比較においても過大となっていることなどから上限額の引き下げが行われました。

今回の改正内容

⑴給与所得控除

①給与所得控除額を一律10万円引き下げ

②給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を850万円、その上限額を195万円にそれぞれ引き下げ。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改善前	改善後
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超　180万円以下	収入金額×40%	収入金額×40%－10万円
180万円超　360万円以下	収入金額×30%＋18万円	収入金額×30%＋8万円
360万円超　660万円以下	収入金額×20%＋54万円	収入金額×20%＋44万円
660万円超　850万円以下	収入金額×10%＋120万円	収入金額×10%＋110万円
850万円超　1,000万円以下		195万円
1,000万円超	220万円	

⑵基礎控除

①基礎控除額を10万円引き上げ

②合計所得金額が2500万円を超えると基礎控除がゼロになる。

（2400万円超2500万円以下は段階的に控除額が減少する。）

合計所得金額	基礎控除額	
	改善前	改善後
2,400万円以下	38万円 （所得制限なし）	48万円
2,400万円超　2,450万円以下		32万円
2,450万円超　2,500万円以下		16万円
2,500万円超		ー

⑶所得金額調整控除の創設

子育て世帯等の税負担が増えないように配慮する観点から、給与等の収入金額が850万円を超える人であっても、次のいずれかに該当する場合は最大15万円の「所得金額調整控除」を受けることができる。

- 23歳未満の扶養親族を有するもの
- （本人が）特別障害者
- 特別障害者である同一生計配偶者又は特別障害者である扶養親族を有するもの

3　給与所得控除上限額の推移

右のグラフは過去の給与所得控除との比較です。平成24年までは給与収入の金額が増えれば増えるほど給与所得控除の金額も増えていました。しかし、平成24年度税制改正で上限が設けられて以降、平成28年、平成29年、そして今回の令和2年と徐々にその上限額や上限額が適用される給与収入の金額が引き下げられています。今回の基礎控除への振替を除けば給与収入850万円以下の方の給与所得控除は平成24年以前から変更されていません。

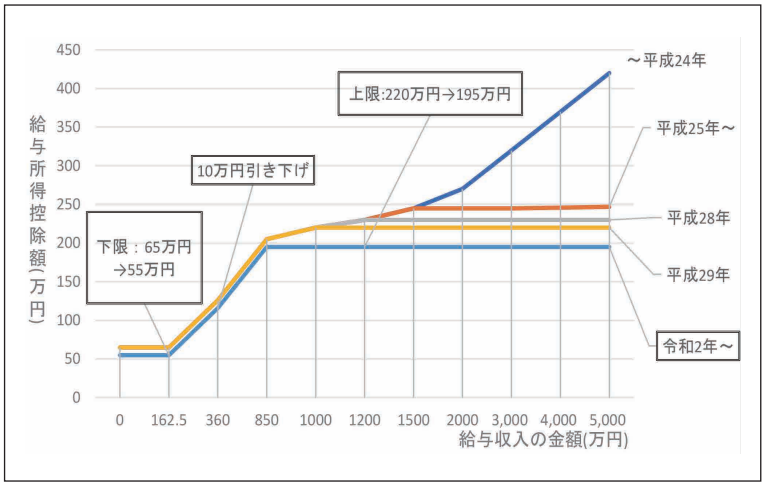

4　給与所得控除の主要国との比較

給与所得控除については平成26年度与党税制改正大綱において、「主要国の概算控除額との比較においても過大となっていることから、中長期的には主要国並みの控除水準とすべく、漸次適正化のための見直しが必要である」との基本的方向性が示され、今回の改正もその方針に沿って行われました。主要国の概算経費額は下の図の通りですが、改正後においても主要国と比較すると、日本の給与所得控除は高い水準となっていますので、今後も見直しがあるものと思われます。

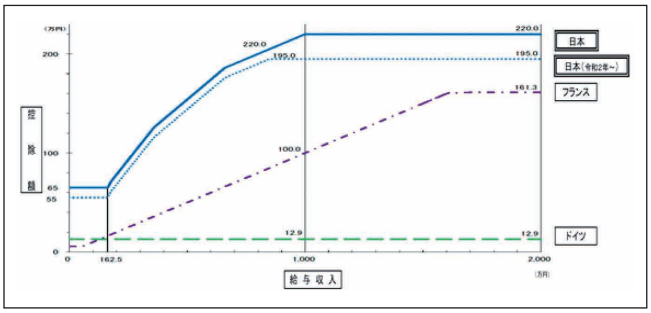

	日　本	イギリス	ドイツ	フランス	(参考)アメリカ
概算控除	給与所得控除(定率・上限あり) 給与収入に応じ、4段階の控除率(40%～10%)を適用 最低保障額　65万円 上限　220万円 (令和2年(2020年)～)※ 最低保障額　55万円 上限　195万円	なし（注1）	被用者概算控除（定額）（注2） 1,000ユーロ(12.9万円) ※給与所得者に限る。	必要経費概算控除(定率・上限あり)（注2） 給与収入(社会保険料控除後)の10% 最低　437ユーロ(5.6万円) 上限　12,502ユーロ(161.3万円) ※給与所得者に限る。	概算控除（定額）（注2） 12,200ドル(137.9万円) ※医療費控除や寄附金控除等の各種所得控除を含む性格の概算控除であり、給与所得者に限らず適用。 ※2025年までの時限措置として、人的控除も統合。

5　おわりに

今回の税制改正は、令和2年度から適用が開始されるため、令和2年度分の源泉徴収税額表も平成31年度分とは金額が変わっております。特に、給与の月額が70万円を超えるような方は税額に影響がありますので、令和2年1月支給分の給与計算の際はご注意いただきたいです。

支部報告

活動レポート

税務・経営研修会

杉村支部 大杉支部 清水支部 合同税務研修会

開催日：9月27日
場　所：法人会研修室
テーマ：「インボイス」あなたの会社は大丈夫？
　　～免税業者との取引は、課税仕入れができなくなります。～
講　師：名古屋北税務署 法人課税第一部門 審理担当上席　村松弘邦 殿

金城西支部 若葉支部 北陵支部 合同税務研修会

開催日：11月8日
場　所：法人会研修室
テーマ：1.税制改正のあらまし　2.消費税軽減制度のあらまし
　　3.消費税改正施行後の留意事項
講　師：名古屋北税務署 法人課税第一部門 審理担当上席　村松弘邦 殿

楠支部 税務研修会

開催日：11月19日
場　所：東濃信用金庫豊山支店
テーマ：「税のお話　ア・ラ・カルト」
講　師：名古屋北税務署法人課税第一部門統括国税調査官 河邉芳明氏

講演会

守山6支部 合同教養講演会

開催日：11月26日
場　所：名古屋市守山スポーツセンター
テーマ：「がんにならない人の法則」
講　師：日本医療ジャーナリスト協会副会長・東邦大学医学部客員教授
　　松井宏夫 氏

役員会

9. 6	守山6支部長会議	9. 26	小幡支部	9. 27	清水支部	10. 21	北陵支部
9. 12	守山北支部	9. 27	杉村支部	10. 8	守山支部	11. 19	楠支部
9. 25	大森支部	9. 27	大杉支部	10. 18	みどり支部		

見学研修会

守山北支部 見学研修会

開催日：8月3日
場　所：アサヒビール名古屋工場見学
「アップルワインを楽しもう!」
ビール工場見学とアップルワイン醸造の研修を行い、試飲を楽しみました。

楠支部 見学研修会

開催日：9月19日
場　所：小牧ワイナリー
小牧ワイナリー見学
身体障がい者自立支援施設「小牧ワイナリー」
醸造工場とぶどう畑を見学しました。

金城西支部 見学研修会

開催日：10月23日(木)
場　所：「吉兆」松花堂庭園美術館見学・京都方面
「松花堂弁当」のルーツを訪ねる研修
松花堂弁当の名前は石清山八幡宮の社僧松花堂昭乗に由来します。そこで、彼の縁の地を訪ねて文化・歴史について研修をしました。

若葉支部 北陵支部 合同見学研修会

開催日：10月26日
場　所：柿の葉すし「総本家平宗」本社工場見学
　　長谷寺奈良方面
江戸時代中期より吉野という山間の地で、おもてなし料理「柿の葉ずし」が「なぜ」生まれたのか、この地域の食文化を学び、作って体験してみることで郷土と食文化を学びました。

守山支部 小幡支部 大森支部 合同見学研修会

開催日：11月18日
場　所：紅葉のメタセコイア並木道と三方五湖
「新・日本の街路樹百景」のひとつ、滋賀県マキノ高原のメタセコイア並木の景観と美味しい船盛り料理を楽しみました。

上飯田支部 山田支部 大曽根支部 合同見学研修会

開催日：11月26日
場　所：菊池パール、伊勢神宮
「あこや真珠ができるまで」の研修
真珠養殖が海洋汚染や貝の感染症により減少していることについて事業者の対策を聞き、海洋汚染を私達の生活の中で少しでも発生させないよう研修しました。

税知識の普及、租税教育活動

守山区区民まつり 元気まつり守山

三菱電機グランド
9月29日(日)

「スピード税金クイズ・小学生税金クイズ・カーリングゲーム」で税金を身近に分かりやすく皆さんに広める活動を行いました。

子供から大人までたくさんの皆さんがクイズに挑戦し、小学生のクイズも親御さんが一緒に考えて答えていらっしゃるのは、特に印象深かったです。今まで当たり前と思っていたこと、知っていると思っていたことが、クイズ形式になるとなんだか自信がなくなってきてしまうような場面もあり、大変ほほえましい姿をたくさん目にしました。

普段の生活で税金について、あまり考えることはありませんでしたが、法人会の活動を通して、税金への認識・知識が増えていき、それを広く普及していくことができる一日だったと思います。

一日中ブースでのお手伝いを頂いた会員の皆様、大変お疲れ様でした。

北区区民まつり きた・きたフェスタ

八王子中学グランド
10月20日(日)

八王子中学校の校庭で、「スピード税金クイズ、小学生○×税金クイズ大会」を行いました。「小学生○×税金クイズ大会」には、総勢100名を超す小学生が集まってくれました。女性部会長と青年部会会員が司会進行を行い、名古屋北税務署法人一統括さんに税金博士をやって頂き、楽しく税金を学ぶ場所となりました。任天堂DSをはじめ、たくさんのおもちゃが賞品に用意されており、子ども達の目の色が変わっているのが、はっきり見てとれました。今回は、問題が難問だったのか、早い段階で残り10名ほどになり、ステージ上での最後の決戦は、1名の子が、ピタリと正解をあてて、多くの子ども達から羨望のまなざしで賞品をうけとっていたのが、印象的でした。

毎年のこの活動を通して、子どもたちが、この1日の中の少しの時間でも税金について知識を深めてもらえたら、会員としても今後の活動の励みになると思った一日でした。

会員の皆様、本当にお疲れ様でした。

夏休み！ 親子税金教室スタンプラリー

中部国際空港セントレア
8月19日（月）

8月19日、夏休み恒例の親子税金教室スタンプラリー企画で、名古屋税関中部空港税関支所とセントレア滑走路を見学しました。参加したのは市内の小学生親子45人。大型バスでセントレアへ移動するバスの中では、法人会の紹介、税金のお話、ビデオ上映を通し税金の役割を学びながら、渋滞もなくスムーズに現地に到着しました。

まず初めにCIQ※庁舎会議室では、税関業務がわかるビデオ上映、手荷物検査体験、麻薬探知犬のデモンストレーションを見て、楽しみながら学びました。

※Customs（税関）、Immigration（出入国管理）、Quarantine（検疫所）

手荷物検査体験では、スーツケースの中に巧妙に隠されたけん銃や麻薬や金塊（いずれもイミテーションです。）を捜し出す体験をしました。

また、麻薬探知犬のデモでは、目の前であっと言う間に麻薬を確実に捜し当てる様子にとても驚きました。

次に二班に分かれて税関施設を見学、入国検査場にて、税関係官が実際に検査している様子等、ナマの現場を遠くから見学しました。

昼食はスカイデッキに面したレストランで、外の景色を見ながら楽しみました。

午後からは滑走路見学ツアーです。普段は立ち入りできない空港島内エリアをバスで巡ります。広さは580ヘクタール。ナゴヤドームなら120個、東京ディズニーランドは7個入る広さです。途中、バスから降りて間近で飛行機の離着陸する様子を見学しました。

この日は、世界に四機しかなく、日本で見ることができるのはセントレアだけという超大型の貨物専用機「ドリームリフター」の三機がセントレアに来ており、そのうち二機が飛び立つ姿も見ることができ、滅多に有り得ないことだったようです。この日は天候も曇りで風もあり、間近で飛行機を見るには最適だったり、いつもは閉じている格納庫の扉が開いていて中の様子が見えたり、ラッキー続きの一日でした。参加した子供も大満足の夏休みの思い出になったことと思います。

名古屋税関中部空港税関支所関係者の皆様、大変お世話になりました。ありがとうございました。

（女性部会　林 美支子）

名古屋北法人会 北図書館　共催 こども税金教室

名古屋北図書館　集会室
11月30日（土）

～税のおはなしを聞いて、絵はがきコンクールにおうぼしよう！～

小学生を対象に絵の先生を迎えて、直接指導のもと絵はがきコンクールに応募してもらいました。税金の勉強だけでなく、絵の描き方をも教えてもらえる楽しい企画でした。

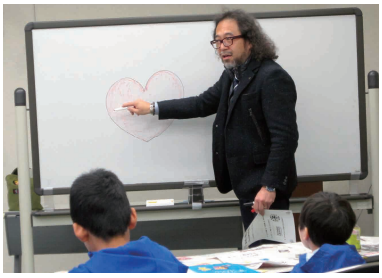

女性部会

活動レポート

事業活動

9．10　**税に関する作文の審査（納貯連）**
名古屋北税務署会議室

11．　5　**「税を考える週間」街頭宣伝（税務連絡協議会）**
黒川バスターミナル・アピタ北店
イオン守山店

11．28　**「健康的な食生活研修＆料理教室」**
東邦ガス㈱料理教室クッキングサロン今池
研修「健康的な食生活」
国際中医薬膳師・栄養士 小早川 實香氏

去る　11月28日（木）東邦ガス㈱料理教室クッキングサロン今池において「健康的な食生活の研修＆料理教室」を開催いたしました。

まず、ショールームを見学させていただき、もしもの時のガス栓、床暖、浴暖、コンロ等々。今時の設備は便利になってますね。

さあ、いよいよクッキングです。国際中医薬膳師で栄養士の小早川實香氏の指導のもと「蓮の実の炊き込みご飯」「胡麻風味のじゃが芋スープ車麸添え」「豚バラ肉の甘辛煮」「茄子と蓮根の五香粉炒め」の4品を頑張りました。4人1組となりスタートです。全部できあがり、盛り付けをすませ、ご飯が炊けるのを待つ。あと14分。ベテラン主婦は仕事が早い。ご飯が炊けるまで、しばし女子トークに花が咲き。できあがった炊き込みご飯のおこげがまた美味しかったですね。もちろん、スープもお肉も美味しく頂きました。このメニューを一品ずつ自宅で作ってみましょう。

薬膳のお話も、いろいろして頂きましたが、作るのも食べるのもとても楽しかったので、難しいお話は、あまりのこってません。残念です。すみません。

先生は、朝、さ湯と梅干とスプーン一杯のハチミツを召し上がるそうです。のどにもお腹にもよさそうですね。小早川先生ありがとうございました。アシスタントの皆様お世話になりました。お陰様で、全部がおいしくできました。ご参加の方々　お楽しみいただけましたでしょうか。「また、やってください」というお言葉もいただきました。

次の企画にも、是非とも参加していただけますよう、お待ちしております。

（女性部会　堀田萬亀子）

見学研修会

9. 26　蒲郡方面

9/26（木）、朝からとても天気の良い日となり、見学研修会に出発しました。総勢27名の出席者で、バスで向かったのは、まず、碧南海浜水族館です。

こちらの水族館は1：発見、2：体験、3：環境活動をしている水族館として子どもたちの学びと自然保護のために設立したものです。

こちらでの見学を終えてから、向かうは昼食会場でもある、蒲郡クラシックホテル。

窓からは竹島にある八百富神社を眺めつつ美味しい料理を堪能いたしました。

昼食に出ているパンが評判です。とのお話しでしたので、てっきりこちらのホテルで購入できるのかと思いきや、売ってないとのこと。残念でした。が、料理は見た目も味もとてもよく、久しぶりにリラックスしたランチタイムとなりました。

その後、ラグーナ蒲郡でお買い物。そして西尾市にある“あいや”にて抹茶の製造工程の見学、茶匠が行う「茶葉の品質鑑定」を2班に分かれて体験してきました。

加工用抹茶、茶道用抹茶、荒茶、甜茶等々、一味飲むと明らかに違いが判る体験でした。

見学後は、茶室で抹茶とスイーツの試食と。これまたとてもおいしかったです。

この後、バスに乗り北区に到着。帰り際は渋滞があったのですが、予定時刻ピッタリの到着で、充実した見学研修会となりました。

ご一緒頂きました皆様、ありがとうございます。

（女性部会　松浦由美）

役 員 会

9.10　　10.17　　11.20

青年部会

活動レポート

事業活動

11.7-8 **第33回法人会全国青年の集い**

情報交換会

8. 8 **西・北・昭和法人会青年部会合同情報交換会**
THE CONDNER HOUSE

役 員 会

8.27　　9.9　　10.1　　10.28　　11.28

今年もやります！　租税教育活動

名古屋北法人会では、「税知識の普及、納税意識の高揚」という法人会の目的に寄与するため、子どもたちの「租税教育活動」に積極的に取り組んでいます。

「租税教育活動」は、日本の未来を担う子供たちに税の仕組みや大切さを理解してもらい、国や地域社会に愛着を持ってもらうための活動であることから、毎年、青年部会等を中心に北区・守山区内の小学校等に出向いて「租税教室」を実施しています。

「租税教室」では、「税金は、みんなが安全で豊かな生活を送るために、少しずつお金を出し合う、社会の会費のようなもの」と子供たちに教えているほか、税法や国の予算が国会で決定され、その国会議員を私たちの選挙により決定していることから、選挙に参加することが大切なことや、憲法に定める納税の義務等についても、教えることとしています。

部会では、どのような説明の仕方が、子供たちに最も理解してもらいやすいか?などについても、工夫しながら取り組んでいます。

本年度も、表のとおり「租税教室」が予定されていますので、該当の小学生をご存じの方は、「税金について勉強したんだってね?」と声を掛けてあげてください。

租税教室開催計画（名古屋北法人会実施予定分）

小学校名	開催（予定）日	曜日	授業時間	コマ	開催場所	児童数等
苗代	令和1年12月17日	火	9:40～10:25 10:45～11:30	2 2	各教室 各教室	4クラス 136名
川中	令和2年　1月10日	金	10:40～11:25	1	2クラス合同	2クラス 50名
瀬古	令和2年　1月15日	水	9:50～10:35 10:50～11:35	2 2	各教室 各教室	4クラス 132名
森孝西	令和2年　1月21日	火	9:35～10:15 10:30～11:10	1 1	各教室 各教室	2クラス 48名
楠	令和2年　2月10日	月	13:45～14:30	4	4クラス合同 体育館	4クラス 140名

昨年12月11日の講師練習会の一コマ

40周年を迎えて

今年度で創立40周年を迎えた青年部会。去る10月11日（金）に東急ホテルにて開催した、40周年記念事業の様子をご報告いたします。

テーマは、「承ぐ」（つなぐと読む当て字です）。諸先輩方の功績に大いに感謝するとともに、これからの名古屋北法人会青年部会につなげていく、という決意を込めて決めました。今回の式典においては、この「承ぐ」がキーワードとなり、ご祝辞を頂いた中でも引用されました。

記念講演では、元国税局職員という異色の経歴を持つ芸人「さんきゅう倉田」さんから、国税局時代のナイショのお話や、税知識の普及を芸人という立場で活動されている、という興味深いお話を聴かせて頂きまして無事に式典を終了いたしました。

その後、会場を一新して懇親会を行いました。歴代の部会長の皆様方にご登壇いただき、代表して長谷川宏之様（1987年～1988年部会長）からとてもユーモアのある乾杯のご挨拶をいただいて、楽しい懇親会が始まりました。

多くのテーブルで懐かしい思い出話等に花が咲き、会場が明るい笑い声に包まれまた頃に懇親会のスペシャルゲストである、大事MANブラザーズ　立川俊之氏によるミニライブが行われました。「それが大事」という大ヒット曲を歌っていただきました。会場内は大盛り上がり。最後に参加者全員で記念撮影をし、懇親会の幕を閉めました。

この40周年記念事業にあたり、1年前から実行委員会を立ち上げ、この日のために創り上げてまいりました。ここに行きつくまでには、長い道のりでしたが皆様のおかげで大変楽しく40周年をお祝いすることができました。

改めてこの会に携わった全ての方々に感謝を申し上げまして、ご報告を終わります。

皆様、どうもありがとうございました！

法人会事業

北法人会の行事

令和元年8月1日～11月30日

経営教室

経営教室（第２回）

8．21　「町工場のおやじ、電気自動車に挑む!」
㈱淀川製作所代表取締役社長　小倉庸敬氏

税務教室

税務教室（第１回）

9．11　「間もなくです!対策は万全ですか?」
～消費税軽減税率制度は、全ての事業者に関係があります～ ほか
名古屋北税務署法人課税第一部門統括官　河邉芳明氏

税務教室（第２回）

10．　7　名古屋国税局電話相談センター見学
「知っておこう!国税の相談体制について」

◇税務相談室室長補佐より電話相談センターについて
説明を受けた後、館内を見学しました。

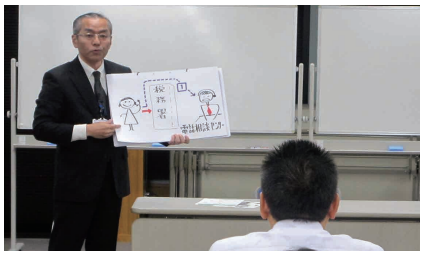

税務教室（第３回）

11．20　副署長講演
「税のよもやま話」
名古屋北税務署副署長　中村友哉氏

講 演 会

9．　3　**市内合同講演会**　日本特殊陶業市民会館　（特集記事 32～34 ページをご覧ください）
「可能性への挑戦」～舞の海が語る大相撲の裏話～
出羽海部屋元大相撲力士 元小結 スポーツキャスター　舞の海秀平氏

11．14　**「税を考える週間」記念講演会**　名古屋市守山文化小劇場
「激動する世界～日本の針路を考える」
元東京新聞・中日新聞論説委員、ジャーナリスト　長谷川幸洋氏
（表紙裏もご覧ください）

簿記教室

8.　1　簿記会計講座第 5 回
8.　8　簿記会計講座第 6 回
8. 22　簿記会計講座第 7 回
8. 29　簿記会計講座第 8 回
9.　5　簿記会計講座第　9 回
9. 12　簿記会計講座第 10 回
9. 19　簿記会計講座第 11 回
9. 26　簿記会計講座第 12 回

◇会社の業務に役立てたいと熱心に受講されました。
毎年7・8・9月に簿記初級講座を開催しています。

講師　税理士　船戸慎吾 先生

パソコン教室

10. 24　パソコン講座（1 日目）
10. 31　パソコン講座（2 日目）
11.　7　パソコン講座（3 日目）

◇個別指導形式によるパソコン講座を法人会研修室にて開催しました。受講された方は各々希望の内容をご自分のペースで進めて真摯に学ばれました。

講師　平林一紀　先生

そ の 他

8.　9　**決算期別説明会**
11.　6　「決算と申告のポイント」自主点検チェックシートを使用
名古屋北税務署法人課税部門上席調査官　長野昭彦氏

11. 27　**大規模法人研修会**　ウインクあいち
「スマート税務行政の実現について」
名古屋国税局調査部部長　川村俊明氏

「申告書作成のチェックポイント」
名古屋国税局調査部調査審理課長　磯谷弘治氏

役 員 会

8.　8　運営会議
8.　8　本部理事会
8. 26　厚生委員会・支援会・厚生制度推進協議会合同会議
9.　4　組織委員会
9.　6　運営会議
9.　6　常任理事会
10. 16　広報委員会

新会員紹介

2019.8~11

支　部	会社名・住所	代表者名・電話番号	業　種	歓奨社
山田	グッドワン㈱ 北区御成通1丁目7　松井ビル2F	角　将人 991-8189	軽貨物運送業	中日信用金庫上飯田支店(上飯田)
山田	㈱フォーティーワン 北区平安2丁目2-8	角ひとみ 910-3010	障害福祉サービス事業	中日信用金庫上飯田支店(上飯田)
山田	㈱光信重量 北区山田2丁目9-5	倉田光浩 914-5020	建設業	
山田	㈱FUJI　TEC 北区山田町4丁目88	藤垣栄志 885-0468	建設業	
杉村	㈲なかがわ 北区水切町7丁目117-203	中川信介 070-6508-6590	不動産賃貸業	中日信用金庫本店(清水)
金城西	(一社)さくら相続支援協会 北区金城2丁目7-10	前田侑基 934-7340	相続支援業務	ユニック中部販売㈱
金城西	㈲鈴木左官 北区敷島町93	鈴木明広 981-1784	左官工事業	
金城西	資産管理サービス㈱ 北区金城4丁目17-20　イオラニガーデンⅢ1F	早瀬功助 910-1723	不動産管理	
金城西	㈱英和 北区金城4丁目17-20	中野英紀 910-1723	不動産管理	
若葉	㈲夢人島 北区若葉通1丁目24	加藤政文 325-4133	飲食業	
若葉	ICホールディングス㈱ 北区芦辺町3丁目5-6	石川　望 919-1077	コンサルティング業	中日信用金庫本店(清水)
若葉	㈱諏訪設備工業 北区垣戸町1丁目2	諏訪智徳 502-3011	設備工事業	
北陵	㈱ケイアンドアール 北区成願寺1丁目6	南部辰也 982-1758	建設業	
北陵	㈲名北飯店 北区安井1丁目34-23	近藤　誠 912-4919	飲食業	親和電機㈱(山田)
楠	コメダ珈琲　大杉店 北区如来町155　ジュネス如来201号	澤野孝子 090-3557-5045	飲食店	中日信用金庫柳原支店(清水)
楠	㈱トレンディ 北区若鶴町39-1	山本隆裕 903-1911	ギフト用品卸売	㈱中央工芸
楠	㈱ネットフィールド 北区楠1丁目1808-1	鈴木光弘 909-6631	電気通信工事業 ネットワーク構築　GISオペレーション	
楠	道下英司税理士事務所 北区東味鋺2丁目402-2	道下英司 325-2228	税理士業務	事務局
楠	㈲あいか 北区如意5丁目226	植松香代 508-8232	在宅介護支援	
楠	㈲丸満機工 北区楠2丁目811	川満敏一 902-7818	食品機械設計製作総合販売	
瀬古	Takatec 守山区川西2丁目1503　ウイングK202	藤垣隆志 090-9260-7598	建設業	
瀬古	中京ストレージ㈱ 守山区小幡宮ノ腰5-35	長岡大地 715-4506	電気通信工事業	中京銀行守山支店(瀬古) ㈱ナカシロ(守山北)
瀬古	千代田石油㈲ 守山区中新6-24	浅井重雄 791-9885	不動産業	
瀬古	ジュルーワ 守山区小幡千代田5-11	今井基晴 737-3990	カーコーティング	瀬戸信用金庫川村支店(守山北) ㈱ナカシロ(守山北)
小幡	特定非営利活動法人ワンプレサポート 守山区苗代1丁目9-13	伊東忠彦 792-5370	就労移行支援事業	ハートエージェンシー㈱(北陵)
大森	㈲ニィックス 守山区森孝東2丁目102	二宮敬史 774-4620	建設業	山昇建設㈱
大森	㈱エルホーム不動産 守山区藪田町908	前田紀樹 798-6085	不動産業	㈲エルホーム
みどり	hair salon Vifage 守山区中志段味西山島1836-2	河本穂積 080-4542-8224	美容室	
みどり	I.S.E.総建㈱ 守山区竜泉寺2丁目1002	岡本二世 794-3073	水道管工事	瀬戸信用金庫川村支店(守山北) ㈱ナカシロ(守山北)
みどり	システムカレッジ 守山区中志段味可良素1760-54	平林一紀 736-4179	システム開発　パソコン教室	
みどり	㈱INTEC 守山区下志段味字池田766	山井隆行 720-7839	内装工事業　電気工事業	㈱イチカワプランニング
みどり	㈱神領植木造園センター 守山区中志段味二ツ塚2225	喜瀬乗雄 768-6070	緑地管理　個人宅や施設等の草刈り伐採　剪定エクステリア工事	㈱イチカワプランニング
守山北	白沢歯科クリニック 守山区白沢町120	佐藤広之進 799-8217	歯科	瀬戸信用金庫川村支店 ㈱ナカシロ
守山北	スリー・コーポレーション㈱ 守山区川宮町160-2	武田泰忠 778-8499	自動車部品取扱い	㈱根岸建築
守山北	LMS㈱ 守山区川宮町160-2	落合恵美 725-9888	自動車販売	㈱根岸建築
守山北	㈱イノケンクリエーション 守山区西城1丁目1-40　ユーハウス守山2F	井上倫己 778-8253	建築業	㈱ツカサディザインコマース
守山北	㈲光華 守山区大永寺町8	永井健次 0568-41-8886	訪問介護	
守山北	未来亭　守山村前店 守山区村前町220	武内勇気 793-2900	飲食店	瀬戸信用金庫川村支店 ㈱ナカシロ

市内9法人会合同講演会

「可能性への挑戦」
～舞の海が語る大相撲の裏話～

講師／元小結　NHK大相撲解説者
舞の海 秀平 氏

日時／令和元年9月3日(火)13:30～15:00
会場／日本特殊陶業市民会館　フォレストホール

プロフィール

青森県西津軽郡鰺ヶ沢町出身　日本大学 経済学部出身
1968年2月生まれ　日大相撲部にて活躍
1990年5月　出羽海部屋入門。同月初土俵（幕下付出し）
1991年9月　新入幕
技能賞を5回受賞
1999年11月　引退。
2011年より近畿大学経営学部客員教授に就任。
現在は、NHK大相撲解説者、テレビ・ラジオなどで幅広く活躍中。
生まれ故郷の青森県鰺ヶ沢町の「ふるさと大使」を務める

大相撲は日本の伝統文化

大相撲は古くからの日本の伝統文化・芸能、また神事でもあります。武士道精神的なものも取り入れ千年以上奇跡的に生き残ってきました。

最大のピンチは明治時代です。西洋文化が入ってくると、野蛮な裸踊りと見られるようになり、人前で裸になったと相撲をとって逮捕された力士もいました。これで相撲は終わりだと思っていたら、明治天皇が天覧相撲を開き、また日本の伝統や文化を見直そうとする人々も現れて新聞の論調も変わってきました。明治になり、ちょんまげを結う人がいなくなりましたが、相撲界ではちょんまげを残しました。これは歴史上もっとも大切な判断だったと思います。舞妓さんも歌舞伎役者も被りものですが、お相撲さんは自分の髪で結っています。

相撲界は古い世界と思われがちですが、新しいものを取り入れるのは早いです。大相撲は昭和44年にはビデオ判定を導入しました。当時、横綱大鵬は45連勝中で、このままいくと双葉山の69連勝を破るかも知れず、一番一番が大切な勝負です。そういうとき「勝った！」と思った一番が負けになりました。翌日の新聞に大きく写真が載っていて、誰が見ても大鵬が勝っていたのです。

歴史に残る誤審です。こんなことを続けていては、大相撲は見放されると、2カ月後の次の場所からビデオ判定を導入しました。

一度しかない人生、やりたいことに挑戦

大学卒業後は、山形県の高校の教師になることが決まっていました。
卒業2カ月前に大学相撲部の後輩が突然亡くなって、部員全員で葬式の手伝いに行きました。「人間は常に死と隣り合わせ。一度しかない人生、いま本当にやりたいことに挑戦しよう。それは大相撲だ。」と思ったのです。その気持ちを大学の相撲部の監督に打ち明けました。監督は「お前の気持ちはわかった。ところで身長はどれだけだ？」。168.5センチです。173センチないと新弟子検査に合格しません。1～2センチはごまかせるが、相撲協会の偉い親方でないと裏で根回しして入れてくれないと、紹介されたのが出羽海部屋で、出羽海親方(元横綱佐田の山)でした。

しかし新弟子検査はなんと不合格。佐田の山の親方のところに報告に行ったら「落ちたか！」と笑っています。頭にきて、誰にも言わず勝手に東京に戻りました。次の新弟子検査は2カ月後。相談に行った美容外科で頭にシリコンを入れてみませんかと言われ、簡単な説明でしたから気楽に考えていました。新弟子検査の

1カ月前に手術。頭蓋骨と頭の皮膚の間に袋を入れ、1カ月かけて、この袋に注射器で生理食塩水を入れるそうです。手術後の夕方から激痛でした。めまい、脂汗、吐き気。抜け毛。3日間ほとんど眠れず。食塩水が入って顔の皮膚が上に引っ張られた感じでしたが、検査の前日になってもまだ1センチ足りない。新弟子検査日の朝、なかなか食塩水が注入できず、ドクターが麻酔を追加して、やっと最後の水を注入することに成功して、新弟子検査に臨みます。二度目の新弟子検査で合格、日本相撲協会の力士となることができました。

正式に出羽海部屋に入りましたが、納得できないのは師匠がどうして根回ししてくれなかったのか、です。師匠は「お前はこの世界でやっていくにはあまりにも小さ過ぎる。余計な苦労するよりも、就職したほうがお前のためになると思った。シリコンを入れて戻ってきてビックリした。そんな奴は初めてだ」。本当にその体格でやる気があるなら、一度検査を落ちても必ず戻ってくると、覚悟を試されたのだとわかりました。

土俵に息づく武士道精神

師匠からは「勝っても威張るな。奢るな。負けてもひがむな。自分の努力が足りないだけ。自分を倒した相手に拍手を送るような気持ちがないと強くなれないぞ。勝った力士は相手を敬う感謝の気持ち、負けた力士はもう一度鍛え直してきますという気持ちになってしっかり礼をしなさい」と教えられました。

これは明治時代、出羽海部屋の大先輩である横綱常陸山が、大相撲が野蛮な裸踊りと見られていたので、自分が学んだ武士道精神を力士たちに教え込んで誇りをもたせ、様式美を完成させたのです。そういう教えが、いまに引き継がれ土俵上に息づいています。

私の師匠の佐田の山の親方は厳しいなかにも寛容でユーモアのある人でした。私の新十両の初日、タクシーで場所に向かう途中、高速道路が渋滞に巻き込まれて動きません。タクシーを降り羽織り袴で高速道路を走り、次の降り口でタクシーをつかまえて大阪難波の府立体育館に到着したら、土俵入りが終わっていました。土俵には間に合って勝ちましたが、嬉しくありません。大変なことをした。師匠は責任をとって降格・減給、私は解雇を言い渡されると覚悟を決めていたところ、師匠は「土俵入りに遅刻したから緊張しないで相撲をとれて勝てた。今日も遅刻してみろ」(笑)。
救われました。

お金に困ったこともあります。意を決して師匠のところに借りに行きました。給料が入ってすぐに借りたお金を返しに行ったら、「なんのことだ。お前に貸した覚えはない。相撲を頑張れ」。なんと粋な親方。師匠のためにも、部屋の名誉のためにも、もっと努力して恩返ししたいと士気が高まります。人の心を動かす、生きたお金を使うのはこういうことだと考えさせられました。

普通の親方は「お前たちは稽古が足りない。もっと稽古をしろ」と話をするものですが、うちの師匠は一切しません。「お前たち、辛いか？　学者は頭を痛めて努力している。サラリーマンは心を痛めて努力している。お前たちは力士だ。体を痛めて努力しなさい」。甘えていられない。明日から心を入れ替えて稽古に励もうと思いました。いろいろな話をして私たちを育ててくれました。

肝心な相撲のとり方は何も教えてくれません。それどころか入門してすぐに「お前、好きにやっていいぞ」。「向かっていかず、飛んだり撥ねたりしてもいいですか？」。「お前だけは許す」。現役時代、どんな負け方、勝ち方をしても一度も叱られたことはありません。

工夫次第で戦える！！

地方巡業で曙関と稽古をしたとき、毎回一突きで土俵下にひっくり返されました。ものすごい力です。しかしひとつ気が付きました。私と相撲をとるときだけ

必ず、仕切り線に手をつくと同時に両手で私の肩を一突きするので吹っ飛んでいました。私は考えました。曙関は強いけれど体重のわりに足が細長い。弱点になるかも知れない。両手が肩に当たる直前、真下から攻めたらどうか。その手は、いつか本場所で当たったときのために取っておきました。幕内に昇格して２場所目の九州場所、11日目に曙関と対戦です。

立ち合い、曙関が向かってきました。有り難いことに予想通り両手を伸ばしてきたので、しゃがむと曙関は空振りし、私は相手の腰にピタッ。いつも一突きで飛んでいく私が目の前から消えて腰にくっついている。慌てて肩越しに私を吊って土俵の外に出してしまおうとします。私は左足で内掛けの作戦に出ますが、思った以上に曙関の足が長くて内掛けが効かない。曙関のもう１本の足を右手で取りに行くが、まだ倒れない。頭で曙関の腹を押した。同時に３カ所押しているということで「三所（みどころ）攻め」という決まり手で勝ちました。

振り返ってみると、「なぜ173cm無いと相撲が取れないのか。身長が足りなくても工夫次第で戦えるかも知れない。こうなったら何としても、それを証明したい」というのが素直な気持ちでした。最後にたどり着いたのが美容外科でのシリコンだったのです。

最後になりますが「悩む人は体を壊す」と知り合いの医者に言われました。皆様も、真面目は程々にして、いい加減を大切に、笑って、いつまでもご活躍ください。

※この記事は令和元年９月３日（火）の講演の要約です。
文責／公益社団法人　名古屋北法人会

これからは手放せない！

マイナンバーカード

おもて面にあなたの顔写真入り！「**身分証明書**」として使えるよ！

＜おもて面＞

＜うら面＞

うら面のICチップにあなた本人であることを証明する、「**電子証明書**」が入っているよ！

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

くらしを便利に！マイナンバーカード！

身分証明書になる！
ライブ会場の入場、携帯の契約、会員登録などに使える！

各種証明書をコンビニで取得できる！
全国のコンビニで、住民票の写しや課税証明書などが取得できる！
※市区町村によってサービス内容が異なります。
※毎日6:30～23:00までとなります。

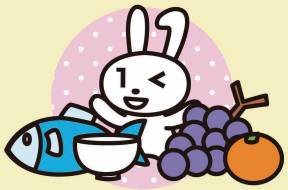

ポイントで買い物ができる！ 2020年度実施予定！
地域の商店やオンラインでお買い物に使える！

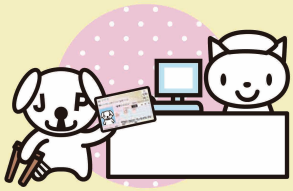

健康保険証として使える！
2021年3月(予定)からスタート！
ピッとかざすだけでOK！
とっても便利に！

スマホ・パソコンでラクラク！
・オンラインで確定申告ができる。
・子育てをはじめとする行政手続ができる。
・健診結果や医療費が確認できる(予定)。

マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル　マイナンバー
0120-95-0178

平日　9時30分～20時00分
土日祝　9時30分～17時30分（年末年始を除く）
紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付

■一部のＩＰ電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

通知カード、マイナンバーカード	その他のお問合せ
050-3818-1250	050-3816-9405

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to English,Chinese,Korean,Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について Inquiries about My Number System	通知カード、マイナンバーカード Inquiries about Notification Card and My Number Card
0120-0178-26	0120-0178-27

マイナンバーカードの申請方法はこちら

https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/

内閣府　総務省

在中国公使を務め、また在イラク公使として2004年のイラク邦人人質事件の対応に当たった元・外交官、テレビでもおなじみの宮家邦彦氏が、解り易く解説します。

市内合同講演会のお知らせ

聴講無料！

一般の方も聴講できます。
名古屋北法人会事務局へお問い合わせください。

日時／令和2年2月13日(木)
13:30～15:00(開場13:00)

場所／日本特殊陶業市民会館
フォレストホール
名古屋市中区金山1丁目5-1(地下鉄名城線「金山駅」よりすぐ)

「激動する国際情勢と今後の日本の対応」

～日本の外交・経済・安全上、最大の課題は中国問題である。
直面する最新の国際情勢と、日本は外交・経済・安全保障上、いかに対応すべきか～

外交政策研究所代表／立命館大学客員教授
キヤノングローバル戦略研究所研究主幹
宮家(みやけ) 邦彦(くにひこ) 氏

1953年神奈川県生まれ。1978年東京大学法学部卒業。同年外務省に入省。外務大臣秘書官、在米大使館一等書記官、中東第二課長、同第一課長、日米安全保障条約課長、在中国大使館公使、イラク大使館公使、中東アフリカ局参事官などを歴任し、2005年退官。AOI外交政策研究所代表に就任。2006年立命館大学客員教授、第1次安倍内閣では首相公邸連絡調整官を務めた。2009年(一財)キヤノングローバル戦略研究所研究主幹、現在に至る。21世紀構想懇談会のメンバーとしても活躍。

会員募集　新たな出会いと本音で語り合う仲間を見つけましょう

研修・地域貢献事業 ＝ 税法、経営、教養、講演会、簿記講座、区民まつり参加、優良工場見学
保障制度 ＝ 大型保障、ビジネスガード、がん保険、取引信用保険、人間ドック
交流事業 ＝ 経営研究会、青年部会、女性部会、支部
情報発信 ＝ 税法改正の要望・提言、広報紙配布、税務参考図書

名古屋北法人会だより No.146

令和2年1月1日　発行

発行所　公益社団法人　名古屋北法人会
名古屋市北区清水5丁目5番3号
名北フロントビル2F
電話 915-3886

編集　広報委員会

印刷所　株式会社　正鵠堂
名古屋市北区志賀本通1-38-101
電話 914-1855㈹

名古屋北法人会広報委員会では
毎号の企画に役立たせていただくため会員皆様からのご意見ご要望をお聞かせ願います。

TEL 915-3886　FAX 915-3850
E-mail：kitahou@lilac.ocn.ne.jp

名古屋北法人会ではホームページを開設いたしております。一度アクセスしてみてください。

http://www.kitahou.or.jp

謹賀新年

今年も法人会の
福利厚生制度の普及を通じ
会員企業とそのご家族の皆様に
安心をお届けしてまいります
本年も何卒よろしくお願い申し上げます

令和二年

〈引受保険会社〉
Aflac アフラック

愛知総合支社
〒451-6029 愛知県名古屋市西区牛島町6-1　名古屋ルーセントタワー29階
法人会フリーダイヤル 0120-876-505
受付時間/9:00～17:00(土日祝日除く)